

○ 財務省告示第二百七十三号  
平成十六年八月十五日施行規則  
条件等を次のとおり告示する。  
国庫短期財務証券(第四百七十二回)  
政府基づき、平成十一年大蔵省  
令第六号～第五条第十一項の規定に  
依る。政府短期証券の発行した。

二 一 行二令  
の法發号名稱及び記

條律及の根拠そ拠

四 三 二 一 行二令  
發行方法 用振替法の適 条律及の根拠そ拠

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財  
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政  
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」  
る参て札發によ「振替法」といふ。その規定  
も加、「と行の者財同一發行」に付けるもの  
にご務時といふ。競争て行とし、「振替法」といふ。  
よと大にい「以入行」とし、「振替法」といふ。  
るに臣行う。「下札わする」の規  
発応がわく。「札わする」の規  
行募各れ及「札わする」の規  
へ限國るび価「れ」の規  
以度債入価格とる。そ規  
下額市札格競い入の法

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 万 千 万 二	額 五 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 八 八 五 兆	面 千 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 千 百 千 三	金 万 金	の 度 債 る か 込	競 債
六 五 七 千	額 円 額	応 額 市 。 ら み	争 市
百 十 百 百	で で	募 の 場 そ の	入 場
円 七 五 四	千 二	額 範 特 の う	札 特
億 十 十	八 兆	を 圏 別 応 ち	発 別
九 円 億	百 三	割 内 参 募 応	行 参
千 七	五 千	り に 加 額 募	「 加
三 千	十 八	当 お 者 を 價	と 者
百 三	四 億	て い ご 順 格	い 。
八 百	十 一	る て と 次 の	う 第
十 十	一 億	。 各 の 割 高	。 I
六 六		申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 一	十 九	振 替 單 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行	
込 期	札 參	所 支	金 金	還 期	入 価	・ 別	債 札	格 行	
日 加			払 額		札 格	第 參	市 發	競 價	
			限	發 競	I	加 場	行 爭	格 日	
平 成 二 十 六 年 八 月 十 五 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受 け た 者	日 額 本 面 銀 行 額 を 百 支 き 円 に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 二 百 翌 行 日 營 業 業 日 に に	償 當 還 た し と 、 償 六 年 、 期 十 、 そ が 月 の 銀 二 百 營 休 業 業 日 に に	た 成 二 十 六 年 十 五 日 上 き 九 そ 十 九 れ 九	平 面 九 面 錢 金 募 錢 金 七 円 毛 に 毛 に つ 以 上 き 九 そ 十 九 れ 九	額 額 六 額 厘 百 厘 五 毛 毛 以 九 九 そ 十 九 れ 九	額 額 六 額 厘 百 厘 五 円 毛 に 毛 に つ 上 き 九 そ 十 九 れ 九	額 額 六 額 厘 百 厘 五 円 毛 に 毛 に 以 上 き 九 そ 十 九 れ 九	額 額 六 額 厘 百 厘 五 円 毛 に 毛 に 以 上 き 九 そ 十 九 れ 九

十額の十額 平す額の振  
九面応九面 成るの記替  
錢金募錢金 二。整載法  
六額価六額 十数又の  
厘百格厘百 六倍は規  
七円五円 六年八年の記定  
毛に毛に 八月金録に  
つ以つ 月額はよ  
上き十五 に、る  
九の九五 によ最振  
そ十日 る低替  
十九れ九 も額口  
ぞ円 との面座  
九れ九 と金簿